

## 介護保険負担限度額認定証の認定要件等について

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）への入所（入院）やショートステイを利用する場合の食事・部屋代は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

### 認定要件

●表の各段階における所得要件及び資産要件の両方に該当する場合に、食費及び部屋代の補足給付があります。

段階	所得要件	資産要件
第1段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	預貯金等が、単身は1,000万円以下 (夫婦は合わせて2,000万円以下)
第2段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80.9万円以下の方	預貯金等が、単身は650万円以下 (夫婦は合わせて1,650万円以下)
第3段階①	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80.9万円超120万円以下の方	預貯金等が、単身は550万円以下 (夫婦は合わせて1,550万円以下)
第3段階②	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円超の方	預貯金等が、単身は500万円以下 (夫婦は合わせて1,500万円以下)

**※所得要件について、別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も市町村民税非課税であること。**

**※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の資産要件は、1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。**

※食費・部屋代の負担軽減の見直しについて（平成28年8月から）

自宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を高めるため、食費・部屋代の負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、非課税年金（遺族年金・障害年金）も含めるよう見直しが行われました。認定申請の際に、前年に受給した非課税年金の種別の申告をお願いします。

### 申請に必要なもの

- ① 介護保険被保険者証
- ② 介護保険負担限度額認定申請書
- ③ 通帳等の写し

※申請書裏面の「預貯金等に関する申告書」に記載の上、全ての通帳等の写しを添付してください。  
通帳の写しは、申請日の直近から2か月前までの期間です。申請の前に必ず通帳記入をしていただき、銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と最終の残高が分かる部分の写しを添付してください。また、定期預金の部分の写しも添付してください。

※信託や有価証券についても預貯金と同様、申請日の直近2か月前までの口座残高の写しを添付してください。

※令和7年1月1日現在、当市にお住まいでない方は住民税納税通知書又は、住民税課税（非課税）証明書の添付（提示）が必要です。

### 申請先

愛西市役所保険福祉部高齢福祉課または立田支所・八開支所・佐織支所

適用要件・添付書類について、詳しくは裏面をご覧ください

## ○ 配偶者所得の勘案

特別養護老人ホーム等の入所に際して、住所を異動して配偶者と住民票の世帯が別になっている場合であっても、配偶者が市町村民税課税者である場合は、特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象となりません。

### 《配偶者の範囲》

婚姻届を出していない事実婚を含む。行方不明、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合を除く。

## ○ 預貯金等の勘案

預貯金等の資産が、各段階の資産要件を超える場合は、特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象となりません。（夫婦以外の世帯員の預貯金等は含みません。）

種 類	対象か否か	添付書類など
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
出資金（JAや生協や信用金庫等へのもの）	○	証明書等・出資証券など（名義人、出資金額が確認できる書面）の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債 （借入金・住宅ローンなど）	○	借用証書など
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	×	—

（問い合わせ先）

愛西市役所 保険福祉部 高齢福祉課 電話 0567-55-7116（ダイヤルイン）